

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和4年10月4日（火）午前10時00分～午前10時13分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

9番：橋中 信廣 委員 1番：淺田 幸次 委員

5 出席委員（8名）

2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員 4番：巽 茂樹 委員

5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員

8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局長：高田 隆慶

局次長：吉田 武史

主任：谷本 大輔

主査：濱岡 大祐

係員：河坂 章志

7 議案・報告等

(1) 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【署名】

議長

寺内 隆史

署名委員

橋中 信廣

署名委員

浅田 幸次

令和4年10月4日（火）午前10時00分

会長	<p>ただ今から令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、</p> <p>9番：橋中 信廣 委員 1番：浅田 幸次 委員</p> <p>にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>報告第12号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第12号の議案書をご覧ください。場所及び土地の状況につきましては添付資料をご確認ください。当該届出地は、添付資料7ページの地図のとおりでございます。</p> <p>届出内容は、1ページのとおり転用の目的が駐車場であり、現況は既に転用済みであります。</p> <p>現地調査へは、事務局から谷本、濱岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>はい、中道委員。</p>
中道委員	<p>この案件についてという訳ではないんですが、1ページ目の届出書のところを見ると、地目が登記簿は田になっていて、現況、雑種地というふうになっています。駐車場としてかなり前から使ってらっしゃるみたいなんですねけれども、こういった後追いで届出書が出てくるというのがこれからも予想されることなんで、これについて何か出来へんかなと前から思っているんです</p>

	けれども、その登記簿と連動しないにしても固定資産税というのはあると思うんです。つまり、皆さんご存知のとおり市街化区域の農地であっても、3分の1に安くなっている。その関係で、固定資産税をかける全般について、1月現在で固定資産税の担当の職員が1筆毎に見に行っているのが原則だと思うんです。年に1回農地も含めて、土地を見に行く機会があるというのであれば、役所内の情報のやりとりが難しい面があるかもしれませんのが、せっかくそういう情報があるのであれば、それに基づいてあぶりだすということができないのかなど、前から思っているんです。そこら辺の現状、固定資産税をかけるにあたっての調査、現況農地がどうかということの情報。
事務局	年1回、台帳作りにあたって固定資産税の情報とは連携させています。固定資産税の情報とはある程度リンクしているんですが、過去に、台帳作成前の分が今違法転用という形で出てきているので、今それが探し切れていないという状況になっています。台帳作ったときに固定資産税の台帳で現況のところで合わしにいって、今農地台帳は作られているので、その前に違法転用があった分については田という扱いをしていないので、台帳上。
会長	平成28年。
事務局	そうです。そこが、届出が出ていない分が、忘れていたと今出てきた時に違法転用が分かっているという状況です。
中道委員	平成27年以前の情報が無いということ。
事務局	その時に整理させてもらったんですが、現況を見るほうを優先したので、現況、田であるか田でないかを優先させてもらったので、その時に、以前に転用届が出ていないけどもう田でないところは田ではない。田のところは田とさせてもらった経緯があるので、転用届が出てなかった場合に転用届忘れてたというのが今出来ているというのが、違法転用という形になっている。過去に出し忘れていたという状況です。
中道委員	固定資産税の調査の情報を使ってあぶりだすというのは難しい。

事務局	固定資産税台帳とリンクしていっているので、固定資産税の現況と台帳の現況は今合わしている。
木原委員	固定資産税が登記の地目ではなく現況で。
事務局	そうです。
木原委員	結局は登記上の地目がそれで分かるわけではないということですね。
事務局	固定資産税に関しては登記とは全く関係なく見た目で判断して、田やったら田の税金がかかって、雑種やったら雑種でかけるんで、見た目で判断しているので。
中道委員	それであれば、そちらから調べていくというのは難しいですね。
中道委員	ということは当面、こういった形で出てくるという。
事務局	そうです。過去に出てなかった分が出てきてしまうと。現況と合わしているので。現況、雑種地やのに田だとか、それはできるだけ無いように突合も、固定資産の情報とも突合しながら確認はさせてもらっています。
中道委員	良い手が無いというのはわかりました。
会長	相続とかそういうのが発生しない限りは。
事務局	そうですね。台帳作成前のものがどうしても出てきてしまっている。
中道委員	はい。了解しました。
会長	他に何かございませんか。 はい、橋中委員。
橋中委員	この農地法第4条第1項第8号の届出の添付書類についての確認なんですが、登記事項の全部証明の住所が以前のものになっているんですが、これは何か関連付けるものがいると思うんですが、どうなんでしょうか。

事務局	住民票が提出されており、関連付けができております。
橋中委員	住民票ついているんですね。必要ということですね。届出書と始末書云々は別にして、あと配置図と。
事務局	そうですね。
橋中委員	わかりました。ありがとうございます。
中道委員	これもたまたま相続で一人だけで受けてはるから、このような形ですけれども、これが相続人、2代前の相続からんどるみたいですから、ほんまやったらもっとややこしくなって、添付書類わーとなっている可能性がある。これはシンプルで終わっている。
会長	はい、他にございませんか。 無いようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。
